

# 教育委員会施設管理調達最低制限価格制度実施要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、教育委員会が発注する施設管理調達に係る入札について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第129条の規定による最低制限価格制度を導入するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要領において「施設管理調達」とは、教育委員会が所管する施設を運営管理する上で必要な清掃、警備、植栽管理等の役務並びに電気、電話、空調、衛生設備等の運転及び保守管理に係る業務を外部に業務委託することをいう。

2 この要領において「最低制限価格」とは、予定価格の制限の範囲内で落札価格の最低限度の基準として設定する価格をいう。

3 この要領において「最低制限価格制度」とは、施設管理調達に係る入札について、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、最低制限価格を設定し落札者を決定する制度をいう。

## (適用対象業務)

第3条 この要領は、平成26年4月1日以降に調達公告（指名競争入札により契約の相手方を決定する場合にあっては、当該入札に参加することができる者の指名。以下同じ。）を行う施設管理調達のうち設計金額が単年当たり1百万円以上の契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条に規定する特定調達契約を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に適用する。

2 前項の規定にかかわらず、業務の性質、目的、制約等からみて必要があると認められるときは、鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の規定により当該施設管理調達の予定価格を決定する権限を有する者（以下「価格決定権者」という。）の承認を経て、適用対象業務から除くことができる。

## (最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格の設定権者は、価格決定権者とする。

2 最低制限価格は、次に定める算定方法により、予定価格の3分の2から10分の8までの範囲において定めるものとする。

(1) 入札書等比較価格（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。）に3分の2から10分の8までの範囲において価格決定権者が定める割合を乗じて得た額を算出する。

(2) (1)の額から千円未満を切り捨てる。

(3) (2)の額と(2)の額に消費税及び地方消費税の率（以下、「消費税率」という。）を乗じた額の合計額を最低制限価格とする。ただし、その額が3分の2を下回る場合、予定価格に3分の2を乗じ、小数点以下を切り上げた額を最低制限価格とする。

(4) 2つ以上の異なる消費税率を含む業務期間を有するものにあつては、予定価格をそれぞれの消費税率の期間ごとに分割し、それぞれ(1)から(3)までの方法により計算を行い、すべての期間の合計額を最低制限価格とする。ただし、価格決定権者が定める割合は、すべての期間において同一の割合とする。

## (最低制限価格の記載)

第5条 価格決定権者は、最低制限価格を入札（開札）までに予定価格調書に記載し、封書にし、開札

まで確実な方法で保管しなければならない。

(入札に参加しようとする者への周知)

第6条 最低制限価格を設定した場合は、当該施設管理調達に係る入札説明書に最低制限価格が設定されていることを記載し、入札に参加しようとする者に周知するものとする。

(入札の執行)

第7条 入札の結果、最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者がある場合には、入札執行者は、当該申込みをした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

2 前項の場合において落札者とすべき者がいない場合は、再度の入札を行う。

3 最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者は失格とし、不落札で再度入札を行う場合において、次回以降の入札には参加させないものとする。この旨は、当該施設管理調達に係る入札説明書に記載し、入札に参加しようとする者に周知するものとする。

4 入札参加者全員が入札失格者となる場合は、当該入札を打ち切るものとする。

(その他)

第8条 第4条第2項第1号に規定する価格決定権者が定める割合は、公表しないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年3月12日から施行する。

(適用区分)

2 この要領の規定は、平成26年4月1日以降に調達公告を行う施設管理調達業務について適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成31年3月11日から施行し、同日付けで調達公告した案件から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年3月29日から施行し、同日付けで調達公告した案件から適用する。

